事業再構築補助金・ものづくり補助金と併用可能！

「経営力向上計画」(中小企業等経営強化法)のご案内

with-B株式会社_2023年11月発行版

メリット大！
積極的に活用すべき
税制優遇制度です。

経営力向上計画とは

「設備投資や人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上など、
自社の経営力を向上するために実施する計画」のことをいいます。
これを策定、申請し、認定を受けた事業者は、
計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援、法的支援)を受けられます。

メリット

「即時償却」または**「税額控除(最大10%)」**のいずれかを選択して活用できます。
補助金との併用が可能で、その他の金融支援等も受けられます。
また、一部補助金では、審査時に加点や優先採択が受けられます。

経営力向上計画の申請の流れ

① 弊社にて「経営力向上計画」を策定いたします。
メーカー様へ「工業会証明書」の手配をご依頼いただきます。

② 担当省庁へ申請(電子申請)を行います。
担当省庁より認定を受けます。(1週間～1か月程度)

③ 経営力向上のための取組を実行し、支援措置を利用する。
経営力の強化を実現させましょう！
※税制措置を受けるには別途手続きが必要となります。

対象となる設備等

「生産性向上に係る要件」を満たす設備であることの工業会証明書の取得が必要です。
当該設備を生産した機器メーカーまたは販売店様に発行をご依頼ください。

設備の種類	用途又は細目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウエア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び、分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

ご注意いただきたい点

※**検収後、60日以内が申請期限**になります。
期限内に担当省庁にて申請が受理される必要があります。
※計画策定に一定の期間を要しますので、既に導入済み、近日中に導入が決まっている場合は、
ご検討はお早めに、まずは一度ご相談ください。

導入前でしたら、
設備によっては「先端設備等導入計画」の併用も可能です！
「固定資産税の軽減措置」を受けることのできる制度になります。

◇with-B株式会社の税制優遇プラン◇

設備投資における一括償却や税額控除、固定資産税免除を
勝ち取るために必要な計画策定をご支援します。
合理的・効果的な税額の繰り延べ・控除により
キャッシュフローの改善をご支援します。